

第6期久留米市障害福祉計画および第2期久留米市障害児福祉計画の策定について

1 成果目標と活動指標について

障害者総合支援法および児童福祉法により、障害福祉計画および障害児福祉計画の策定は、国が定める「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」（以下、「基本指針」という。）に即して行うこととされている。

この基本指針において、「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の提供体制の確保に係る目標（以下、「成果目標」という。）」と「成果目標を達成するための活動指標」を設定することが求められている。

2 活動指標（地域生活支援事業）について

（1）久留米市における活動指標（地域生活支援事業）（案）**協議事項1**

久留米市における地域生活支援事業の活動指標（案）を別紙「資料1（P8～）」のとおり作成していますので、ご意見等ありましたら書面協議書に回答をお願いします。

（P5～7には、サービスの内容の説明を掲載しております。）

（2）久留米市における活動指標（地域生活支援事業）（案）の考え方

① 見込量推計のための根拠資料

* 現計画期間（平成30年度～令和2年度）中の「実績の推移」等を踏まえて、「見込量の算出根拠（考え方）」に基づき、「資料2」のとおり見込量を推計しておりますので、ご参照ください。